

高知県統計協会特別会員規程

1 目 的

高知県統計協会（以下協会という。）設立の目的に賛同し、統計を利用し研究しようとする者を対象として、これに有形無形の便宜を提供し、広く統計思想の普及と利用知識の向上並びにその効率化を図ることを目的とする。

2 会 員

協会と会則第2条に定める目的に賛同し、所定の会費を納めるものを特別会員とし、その区分は無償配付する統計資料により次のとおりとする。

- (1) A会員 統計高知（毎月）、高知県統計書（毎年）、県勢の主要指標（毎年）、高知県のすがた（毎年）、消費者物価指数年報（毎年）、毎月勤労統計調査地方調査年報（毎年）、学校基本調査報告書（毎年）、高知県の工業（経済センサスの実施年の翌年を除く毎年）、高知県の漁業（5年毎）
- (2) B会員 統計高知（毎月発行）

3 入 会

入会希望者は、入会申込書（別記様式）に会費を添え、協会長あてに申込みものとする。

4 会員の処遇

会員に対しては、おおむね次のような取扱をする。

- (1) 照会による各種統計資料の回答を行う。
- (2) 要求に応じ、統計関係の専門図書、雑誌、年鑑等のあっ旋を行う。
- (3) 県及び協会が行う各種統計講習会、研修会に参加することができる。
- (4) 統計教育及び統計調査についての指導及び助言を行う。

5 会 費

会費は、会計年度単位でA会員を年額17,000円、B会員を年額8,000円とし、入会初年度は、入会時に次年度からは毎年4月末日までに、協会に納入するものとする。会費は、協会の一般会計に収納し、協会の事業以外の目的には使用できない。

付 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成11年5月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別記様式1)

高知県統計協会特別会員（A会員）入会申込書

貴会の趣旨に賛同し、会費17,000円を添えて入会を申し込みます。

令和 年 月 日

高 知 県 統 計 協 会 長 様

(団体の場合)

所 在 地

代表者職氏名

㊟

(個人の場合)

住 所

氏 名

㊟

(別記様式2)

高知県統計協会特別会員（B会員）入会申込書

貴会の趣旨に賛同し、会費8,000円を添えて入会を申し込みます。

令和 年 月 日

高 知 県 統 計 協 会 長 様

(団体の場合)

所 在 地

代表者職氏名

㊦

(個人の場合)

住 所

氏 名

㊦